

1 改正のポイント

(1) 補助事業の翌年度への繰越について

昨今の世界的な半導体部品の供給不足の状況等に鑑み、やむを得ない事由により補助事業が年度内に完了しない場合、事業を翌年度に繰り越すことができることとしました。

(2) 実績報告書の添付書類について

- ・補助対象設備の設置に要した費用を確認する書類として、領収書のほか、請求書等でも可としました。(ただし、合計金額だけでなく、請求額等の内訳が分かるものであること。)
- ・補助対象設備が未使用品であることが分かる書類は、認定事業者が作成する「補助対象設備が未使用品であることを証する書面」でも可としました。

2 改正後の申請手続について

※改正後のフローは別添のとおりです。

(1) 既に交付決定を受けている場合

原則として、補助事業は令和4年2月末日までに完了させてください。

事業完了後、30日以内又は令和4年2月28日の早い方の日までに実績報告書を提出してください。(変更なし)

ただし、上記の期限までに事業が完了しない場合は、次の書類を提出してください。

・事業が令和4年3月中に完了することが確実である場合

速やかに「事業計画遅延等報告書」を提出してください。(変更なし)

その後の対応について県から指示をしますので、それに従って事業を実施してください。

・完了が令和4年4月以降となる恐れがある場合(今回追加した項目)

令和4年2月末日までに「繰越承認申請書」を提出してください。

繰越の可否を審査し、その結果を県から通知します。

繰越申請をして承認を受けたものの、事業が3月中に完了する見込みとなった場合は、速やかに県にその旨を報告してください。

(2) 今後、交付申請をする場合

これ以降に交付申請ができるのは、次の場合となります。

- ・令和3年度内に事業が完了するもの
- ・世界的な半導体部品供給不足に伴う製品納期の遅延や、自然災害等のやむを得ない事由により、令和3年度内に事業が完了しない見込みであるもの
(ただし、令和4年度に事業が完了することが確実である場合に限る。)

※特段の理由なく、2月末日までに事業完了しない見込みであるものについては、交付申請をすることはできません。

交付申請書の様式が変更
となっていますので、
注意してください。

3 留意事項

- ・ 申請書類の不備のため、手続きに不測の期間を要する事例が多くなっています。
書類の提出前には、記載誤りや添付書類の不足がないか再度確認いただくとともに、定められた期限にかかわらず、お早目の書類提出にご協力をお願いします。
- ・ ご不明な点がありましたら、地域振興局環境担当課または県庁ゼロカーボン推進室にお問い合わせください。